

# 重要事項説明書

(介護保険・医療保険含む)

当事業所は、厚生省令第37号第8条に基づいて、以下の内容を説明させていただきます。

## 1. 事業者(法人)の概要

法人名	SORA 株式会社
主たる事務所の所在地	〒500-8288 岐阜県岐阜市中鷯6丁目110番地1
代表者	堀江 綾磨
設立年月日	2022年 11月1日
電話番号	090-3443-5110

## 2. 事業所の概要

事業所名	六条 SAKURA 訪問看護ステーション
所在地	〒500-8357 岐阜県岐阜市六条大溝4丁目9番22 クレスト三里 303号
電話番号	058-214-6366 (転送設定あり)
管理者名	堀江 綾磨

## 3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者(看護師)	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 (看護師の人員は管理者を含めます)	2.5名以上
理学療法士、作業療法士		1人以上

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで 土日・祝日休み 一部例外あり (年末年始 12月29日～翌年1月3日)	9時00分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

## 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 利用料金表参照

- (1) この金額は保険制度に基づく金額になります。
- (2) 保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (3) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としとなります。
- (4) 引き落としの手続きに1～2ヵ月いただいております。

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の容態に変化があった場合や緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずると共に、主治医に従います。

## 9. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：六条 SAKURA 訪問看護ステーション 連絡先：058-214-6366

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用日の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2,000 円

## 10. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしません。但し、訪問看護計画書の作成や市町村の実施する保健福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 11. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	058-214-6366	FAX番号	058-214-6367
担当者	管理者 堀江 綾磨		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者を引き継ぎます。		

## 12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。また、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等は別のご利用者様の対応も行っておりますため、訪問に伺う時間が前後することもあります。ご了承ください。
- ④ 訪問リハビリを主としたサービス利用時の看護師によるモニタリング訪問は都度確認・相談の上、調整させていただきます。日付や曜日指定、時間指定をお受けすることは出来かねますので、ご了承ください。
- ⑤ 看護師等に対する贈り物や飲料等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ⑥ ご自宅の大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うため、ペットをゲージへ入れる、届かない位置でリードに繋ぐなどのご協力をお願いいたします。万が一職員がペットによる傷を負った場合、治療費等のご請求をさせていただく場合がございます。
- ⑦ 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントは厳に慎んでいただきますようお願いいたします。職員へのハラスメント行為等により、サービスの中断・契約の解除の場合がございます。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。